

2013年3月27日

内閣総理大臣 安倍晋三 様
内閣官房長官、内閣府男女共同参画会議議長 菅義偉 様
内閣府男女共同参画特命担当大臣 森まさこ 様

男女共同参画会議議員に関する申し入れ

日本女性差別撤廃条約 NGO ネットワーク
連絡先 Tel/Fax 03-5905-0365

私たち日本女性差別撤廃条約 NGO ネットワーク (JNNC) は、女性差別撤廃条約の国内での実現を求める 51 の国内団体・グループのネットワークです。

2009 年、国連女性差別撤廃委員会は、条約批准国の義務として提出された日本政府の第 6 次報告に対する総括所見において、女性差別の撤廃に向けた日本の遅々たる歩みに多くの懸念と勧告を示しています。

この度、内閣府は、男女共同参画会議の新しい議員を発表いたしました。

同会議は、男女共同参画社会の形成を促進するために設置された国内機関の要です。当然のことながら、議員には、男女共同参画社会の実現を願い、さらなる女性差別撤廃条約の遵守に向けた意見の交換が求められています。しかし、これまで女性たちを抑圧してきた家父長制時代の価値観を提唱し、女性差別撤廃条約が男女平等実現の障害であると主張して、国際条約を否定する高橋史朗氏が議員に任命されました。これはまさしく条約を無視した人選と考えざるを得ません。

国際的に男女平等の遅れを指摘されている我が国において、同会議が女性の人権を侵害することを排し、男女間の不平等を解消させるための建設的な討論の場となることを期待して、この人選に異議を申し入れます。

以上